

◇自立支援医療の利用者負担

◎原則

- ・ 1割負担＋負担上限月額（一定所得以上は公費負担の対象外）
- ・ 入院時の食費については、入院と通院を公平にするため自己負担

	一定所得以下		中間所得層		一定所得以上	
	生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入≤80万円	市町村民税非課税 本人収入>80万円	市町村民税(所得割) <3万3千円	3万3千円≤市町村民税(所得割) 23万5千円	23万5千円≤市町村民税 (所得割)
生活保護 0円	低所得1 負担上限月額 2,500円	低所得2 負担上限月額 5,000円	中間所得層 負担上限月額 医療保険の自己負担限度額		一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)	
			重 度 かつ 継 続 ※ 1 中間所得層1 負担上限月額 5,000円	中間所得層2 負担上限月額 10,000円	一定所得以上(経過措置)※2 負担上限月額 20,000円	

※1 重度かつ継続の範囲については以下のとおり

- ① 腎臓機能障害・小腸機能障害・免疫機能障害・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、又は肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）
- ② 医療保険の高額療養費で多数該当の方

※2 「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の方は、2027年3月31日までの間は、自立支援医療の対象者とする。

世帯の単位

住民基本台帳上の世帯ではなく、同一の医療保険に加入している家族を同一世帯とします。